

中小企業信用保険法第2条第5項第1号による認定について

(倒産関連)

● 認定基準

次の各号を満たす方は「文京区長」の認定が受けられます。

- (1) 中小企業者であり、東京信用保証協会の定める「保証対象業種」であること。
- (2) 同一事業を1年以上営んでいること。
- (3) 法人の場合、文京区に本店登記があること。
個人の場合、文京区に事業の本拠があること。
※ 法人の場合、実際の事業所の所在地が文京区外であっても、本店登記が文京区内にあれば、認定申請先は文京区長となります。
- (4) 次のいずれかに該当すること。
 - ① 申請者が当該申請の時点において、中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による経済産業大臣の指定を受けた者（倒産事業者）に対して**50万円以上**の売掛金（役務の提供による営業利益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権を有していること。
 - ② 申請者が当該倒産事業者に対し、50万円未満の売掛金（役務の提供による営業利益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権を有し、申請者の全取引規模のうち、当該倒産事業者との取引規模が**20%以上**であること。

● 認定による効果

東京信用保証協会の**経営安定関連保証**を利用することができます。

※ 一般保証制度に比べ、信用保証料の料率が低い分、負担が少なくなります。

● 申し込みに必要な必要書類

- ① 認定申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・2部（1部作成し、コピー後2部とも押印してください。）
- ② 法人登記簿謄本（法人の場合）・・・・・・・・・・1部（原本。発行後3か月以内）
- ③ 直近事業年度の確定申告書または法人税申告書及び決算書の写し・1部
- ④ 倒産事業者との取引額等がわかる書類・・・・・・・・1部（例：請求書、売掛書の写し等）
- ⑤ 許認可の必要な業種の場合は、許認可証の写し・・・・1部

● 注意事項

- ① **認定を受けたとしても融資が受けられるかどうかは、保証協会等の審査によります。**
- ② 東京信用保証協会へは、**認定書に記載された有効期間内**に受付されるようご提出ください。
- ③ **金融機関の担当者が中小企業者（申請者）の代理として窓口で認定の申請手続を行う場合には、中小企業者からの委任状を有していることが必要になります。**

● 認定を受けることにより利用できる融資制度

① 文京区の融資あっせん

緊急事業資金（不況業種等向け） 限度額：1000万円（注）、実質利率：0.2%

※ 事業所が区外にある場合は、区の制度融資あっせんを受けることはできません。

注：代表者（法人、個人とも）が文京区民の場合は、1200万円までとなります。

または、

② 東京都の融資あっせん

経営支援融資「区市町村認定書必要型」（略称：経営セーフ）

詳細は**東京都産業労働局金融部金融課金融係**（TEL 5 3 2 0 - 4 8 7 7）にご相談下さい。

● 文京区の「緊急事業資金」の申込みを希望される場合

「緊急事業資金」を申し込むには、上記中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による文京区長の認定を受けていること、かつ、文京区で引き続き1年以上事業を営んでいることが前提となります。認定申請と融資あっせん申込みは同時に行えます。**緊急事業資金のお申込は事業者本人がおこなってください。**

融資あっせん申込みのための必要書類につきましては、パンフレット「**文京区中小企業向け融資あっせん制度のご案内**」をご覧ください。なお、次の書類は不況業種の認定申請に必要な書類と重なりますので、認定申請と融資あっせん申込みを同時に行う場合は、1部ずつで結構です。

- ・ 法人登記簿謄本（法人の場合）
- ・ 直近事業年度の確定申告書及び決算書の写し
- ・ 許認可証が必要な場合は、許認可証の写し

● 認定申請書の受付先

東京商工会議所文京支部（文京シビックセンター地下2階）

受付時間：月曜日から金曜日 午前9時30分～午後4時30分

● お問い合わせ先

東京商工会議所文京支部 TEL 5 8 4 2 - 6 7 3 1（文京シビックセンター地下2階）

文京区役所経済課産業振興係 TEL 5 8 0 3 - 1 1 7 3（文京シビックセンター地下2階）